

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令番号	昭和25年法律第201号
手続名	指定構造計算適合性判定機関の業務区域の変更	根拠条項	法第77条の35の6第1項

審 查 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ○建築基準法第77条の35の4第1項第1～3号 ○指定機関省令による。 <ul style="list-style-type: none"> ・指定構造計算適合性判定機関の業務区域の変更に係る認可の申請（指定機関省令第31条の4の2） 			
	受付 機関	建築住宅課	処理 機関	建築住宅課

受付 機関	建築住宅課	処理 機関	建築住宅課	交付 機関	建築住宅課	標準処理期間	30日	目次 No.
						標準経由期間	日	